

宮城県特定(産業別)最低賃金が改定されます

宮城県最低賃金は平成28年10月5日から時間額748円に引き上げられましたが、以下のとおり、県内の特定の産業に使用される労働者の最低賃金額も引き上げられ、**平成28年12月15日**から適用されます。

鉄鋼業	時間額 847円
電子部品・デバイス・電子回路， 電気機械器具，情報通信機械器具， 情報通信機械器具製造業	時間額 798円
自動車小売業	時間額 815円

*18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ後間もない者、特定の業務従事者は、宮城県最低賃金が適用になります。また、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算には含まれません。詳しくは瀬峰労働基準監督署にお問い合わせください。

瀬峰監督署版 ゼロ災トライアル100を実施中

瀬峰労働基準監督署では毎年度、「ゼロ災トライアル100」を推奨し、事業場が参加型の100日間の無災害運動を実施しております。(前年度は閏年にかかり101日間)

今年度は90事業場からこの運動への参加申込があり、申込のあった事業場へ監督署から参加証を送付しております。各事業場で安全宣言を掲げ、労使一体となって平成28年11月21日から平成29年2月28日までの期間中の災害ゼロに取り組みます。



※達成証のデザインは変更の可能性があります

STOP! 転倒災害

冬季は転倒災害が多発

プロジェクト

▶積雪・凍結などによって転倒の危険性が高まる冬季は、以下の対策が重要です。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!

「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

◇天気予報に気を配る

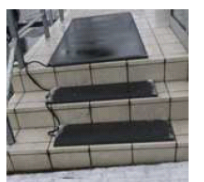
寒波が予想される場合などには、労働者に周知し、転倒しにくい靴の着用を指示するなど、早めの対策を実施しましょう。

◇駐車場の除雪・融雪は万全に。出入口には転倒防止の対策を!

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用のマットやヒートマットなどを敷き、夜間は照明設備を設けて明るさ(照度)を確保しましょう。

◇職場の危険マツフの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。



<ヒートマットの設置例>